

〔翻訳〕 ベトナム2022 年大学入学者選抜規則

関口, 洋平
畿央大学 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7325629>

出版情報 : 九州大学教育社会学研究集録. 28, pp.87-99, 2024-09-15. Seminar of Educational Sociology Department of Education, Graduate School of Human-Environment Studies Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



[翻訳] ベトナム 2022 年大学入学者選抜規則

2022 Vietnam University Admission Regulations

関口洋平

[解説]

「ベトナム 2022 年大学入学者選抜規則」（以下、本規則）は、「2022—2023 年度大学入学者及び就学前教育分野の短大入学者に関する選抜規則」として、2022 年 6 月 6 日付け教育訓練部第 8 号通達に伴い公布されたものである。本規則は、2024 年現在においても適用されており、現行の大学入学者選抜規則となっている。本規則は各大学及び就学前教育分野の教員養成を担う師範短大に対して適用されるが、その運用においては本規則において定められる大学入学者選抜体制の大枠をふまえたうえで、例えば「2023-24 年度ハノイ大学の大学入学者選抜規則」というように、大学、師範短大のそれぞれが大学入学者選抜に関わる具体的な規則を作成する体制がとられている。この点をふまえて、現行のベトナム大学入学者選抜のありようを理解するためには本規則の内容を理解することが重要であると考え、全文を邦訳するものである。

本規則は全 27 条、4 章から構成される。具体的には、第 1 章 総則（第 1 条～第 11 条）、第 2 章 入学者選抜試験の実施（第 12 条～第 15 条）、第 3 章 正規教育課程における入学者選抜（第 16 条～第 23 条）、第 4 章 実施組織（第 24 条～第 27 条）となっている。

近年のベトナム大学入学者選抜改革の方向性は、大学の自律性の拡大を背景に、できるだけ多くの受験生の進学意志を尊重し柔軟な入学者選抜を実施するという意味で、社会的な公正性を重視するものとなっている。そこでは試験の準備をはじめとする受験生の負担・重圧の軽減、入試方法の多様化、大学入学機会の拡張を図ることをめざしている。特に強調しておきたいのは、いずれの受験生に対しても得られる志望校の合格は 1 つのみと限定することで、より多くの受験生の合格機会を担保するという、いわば「一人一合格」・「最大多数の大学進学」が指針となってきていることである。

本規則において「第 4 条 入学者選抜における基本原則」では「受験生に対する公平性」をはじめとして大学入学者選抜における基本原則が明示されている。この条文からも確認できるように、本規則で定められる具体的な内容のなかにこうした近年の大学入学者選抜改革の方

向性をはっきりと示されている。ベトナムでは国家の工業化と現代化をいち早く成し遂げるために後期中等教育及び高等教育が拡大してきているが、SDGs をはじめとする国際的な目標が教育における公平性・公正性を求めるなか、ベトナム教育訓練部は国内の状況と国際的な潮流を両にらみのもとで大学入学者選抜改革を進めてきている。現在のベトナム大学入学者選抜制度における編成の原理の 1 つは公正性であるといえる。

それでは以下に、本規則の訳文を示す。

[本文]

教育訓練部

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

2022—2023 年度大学入学者及び就学前教育分野の
短大入学者に関する選抜規則
(2022 年 6 月 6 日教育訓練部第 8 号通達に伴い公布)

第 1 章 総則

第 1 条 調整範囲と適用対象

1. 本規則は、各教育形式をもつ大学への入学者選抜及び就学前分野の短大への入学者選抜において関わる各組織に対して、その原則、要求、基準、手続き、権限と責任について規定するものである。具体的に規定されるのは、正規形式の教育に対する入学者選抜にあたっての試験や、様々な方法での選抜を実施する組織である。

2. 本規則が対象とするのは、高等教育機関、大学教育課程の提供が認可された他の教育機関、就学前教育分野の入学者選抜を実施する短大（以下、これらを教育機関と総称する）、地方省級のエデュケーション・トレーニング・サービス・センター、並びに関連する各組織、個人である。

第 2 条 用語の解説

本規則において、以下の用語は次のとおりに理解される。

1. 入学者選抜の範囲は、教育課程、専門分野、専門分野

群、領域、そして教育形式であり、一回、あるいは一定の学生選抜の方式に基づいて実施される。

2. 受験とは、受験生が高等教育機関の教育課程や教育分野における入学者選抜の過程に参加することである。それは、一般入学者選抜支援システム上での入学者選抜における志望登録、あるいは個別教育機関の規定に基づく入学者選抜試験の受験登録や入学者選抜の登録を通じて実施される。

3. 入学者選抜とは、合格の条件を確定し、合格の条件を満たした受験生のリストを作るため、個別教育機関が独自に処理をおこなう（あるいは、教育機関のグループ単位で総合的に処理される）プロセスのことである。それは、教育課程や教育分野において教育機関が定めた入学者選抜の指標に基づいて実施される。

4. 志望対象の処理とは、一般入学者選抜支援システム上で、受験生が合格基準を満たす複数の志望対象において最も高い志望対象を確定するための処理のプロセスであり、これに基づいて合格した受験生のリストを作成する。

5. 入学基準とは（あるいは、入学時質保証基準）、受験生が教育の教育課程において学習を進め修了することが保障されるように、学習結果、試験や評価の結果において体現される受験生の学習能力に関する最低基準の要求のことである。

6. 無試験入学とは、本規則で定められた規則に基づくとともに受験条件に関する要求を満たした受験生を対象に、入学基準について考慮する必要なく、合格の承認をおこなうことである。

7. 評価の指標とは、受験生が入学時の教育課程の要求に対してどの程度応じることができるのか、その程度を分類するため、受験生の能力に関する試験、検査、評価において用いられる複数の要素のことである。

8. 入学者選抜における指標とは、受験生の合格条件を決定するために用いられる複数の要素のことであり、主として学習成績や試験の結果、あるいは受験生の評価に基づいておこなわれる。通常、それは入学者選抜をおこなうための点数（選抜点）として扱われ、そのなかには優先点も含まれる。

9. （特定の専門分野群、専門分野、教育課程に対する）合格点とは、それと同等、あるいはそれ以上の点数を獲得した（特定の専門分野、教育課程に対して志望登録をおこなった）受験生に合格の条件を与える点数の基準のことである。

10. 優遇点とは、通常の合格点と比べて、特定の優遇を受ける受験生のグループに対して適用される合格点を調

整した点数のことである。あるいは、通常の合格点が適用される場合、それは特定のグループに属する受験生の得点に加算される点数のことである。

11. 試験による入学者選抜とは、入学者選抜の過程と結び付けて実施されるものであり、入学者の選抜にあたって試験の結果を唯一の根拠、あるいは主要な根拠とするものである。

12. 独立試験とは、入学者選抜の過程とは独立して実施される試験のことであり、その試験の結果をもって入学者選抜のさまざまなレベルにおける根拠とするものである。

13. 補助的試験とは、入学者選抜の方式に対して補足的に実施する試験のことであり、その結果をもって入学者選抜の1つの根拠、1つの指標とするものである。

14. 直接試験とは、試験監督を伴って実施される試験の形式である。受験生は、紙、ないし ICT を用いて解答を作成するか、試験官の前で質問に答える。

15. オンライン試験とは、オンライン上で試験監督がおり、テクノロジーによって監督される形式の試験である。受験生は ICT を用いて解答を作成するか、インターネット上で質問に答える。

16. 教育訓練部一般入学者選抜支援システムとは、入学者選抜における受験生自身の志望校登録、入試データの交換、志望校の処理、教育機関による合格者データ、入学者データの管理において支援をおこなうソフトウェアシステムのことである。

17. 教育訓練部の入学者選抜情報ゲートとは、教育訓練部一般入学者選抜支援システムのウェブ上のインターフェースのことである。

18. 学校番号とは、教育機関を特定するために用いられる全国統一で定められた番号のことである。

19. 入学者選抜番号とは、適用される入学者選抜の方式とともに、専門分野群、専門分野、教育課程を同定するために教育機関において用いられる統一して定められた番号のことである。

第3条 入学者選抜における一般的な要求

1. 教育機関は自主権と説明責任のもとで大学入学者選抜を実施する。法律の規定を順守するとともに、法律に対して責任を負う。

2. 教育機関は、すべての受験生が大学入学者選抜において不利のない条件と平等な機会を得られるようにするべく、必要なすべての方策を採る。教育機関は教育課程と専門分野の要求に最も合致した志望と能力を有する受験

生を選抜することができる。

3. 教育機関は入学者選抜の体系における統一性、バランス、連続性を保障するため、教育訓練部の支援と監査を十分に受ける。教育機関の、そして全システムにおける入学者選抜の質と効果を向上させることに努める。

第4条 入学者選抜における基本原則

1. 受験生に対する公平性

a)情報の提供に関して：関心をもつすべての受験生に対し、十分で、明確で、信頼性が高く、一貫した情報が提供されること。時間的な余裕をもって、入学者選抜にあたり適当な決定をおこない、参加するための最善の準備をおこなえるようにすること。1 b)受験への参加の機会に関して：いかなる受験生も、学業レベルや能力と関連しない規定によって、受験の機会が失われることがあってはならない（国防、安寧の領域における特殊性を有する公安部や国防部の規定は除く）。あるいは、過度に複雑であり、費用がかかる入学者選抜のプロセスによって受験の機会が失われることがあってはならない。

c)能力の評価に関して：受験生は、教育課程や訓練分野が要求する学習能力と、受験に成功し、対応できるかどうかの展望については、客観的で、公平で、信頼性のある方法で評価されなくてはならない。

d)合格の機会に関して：受験生は最も高い水準で合格の機会が保障されるとともに、合格条件を満たした教育課程、訓練分野の複数の志望校から優先的に合格校を決定する権利が与えられなくてはならない。

d)契約の遂行に関して：教育機関は受験生との契約を実現しなくてはならない。具体的には、不運に見舞われた受験生に対するアドバイス、支援、訴えの解決、正当な権利の保護である。

2. 教育機関間での平等性

a)協力に関して：各高等教育機関は平等に協力し合い、それにより入学者選抜の質と効率を高め、同時に受験生に最高の利益をもたらすようにする。

b)競争に関して：競争に関する法律の規定に基づき入学者選抜において教育機関は誠実、公平、そして健全に競争をおこなうこと。

3. 社会に対する透明性

a)情報の透明性に関して：教育機関は、社会及び国家管理機関が監督できるように入学者選抜に関する情報については十分に、明確に、時間的な余裕をもって適当なメディアを通じて公開する責任を有する。

b)説明責任に関して：教育機関は国家機関の要請に応じ

て報告する責任を有する。また、人民が動揺するような大きな問題が生じた場合に、適当な形態を通じて社会に説明する責任を有する。

第5条 受験の対象者と条件

1. 受験の対象者は、入学者選抜の時点（正式に入学者選抜の結果を公表する前の時点）で確定される。それに含まれるのは次のとおりである。

a)ベトナムにおける普通中学校の卒業が認められたもの、あるいは、それに相当する外国の教育機関の卒業証書を有するもの。

b)受験する専門分野群に属する職業関係の分野において中級課程の卒業証書を有し、法律の規定に基づき普通中学校水準の知識量の要求を十分に満たしたもの。

2. 本条第1項において規定される受験の対象者は、次の条件を満たさなくてはならない。

a)本規則の第9条で規定される入学基準を満たすこと。

b)現行の規定に基づき学習するための十分な健康を有すること。

c)規定に基づき個人情報と受験に関する書類が十分に揃えられていること。

3. 同時に複数の入学者選抜方式を適用する教育課程や訓練分野に対して、教育機関は各入学者選抜の方法について受験の対象者や条件について具体的に規定することができるが、本規則第4条第1項b点において規定される原則を順守しなくてはならない。

4. 学習の可能性が保障されないような障害をもつ受験生に対しては、受験生が受験登録が可能であるという希望をもち、健康条件に適した分野で学ぶことができるように、教育機関は必要な措置を講じ、最適な条件を整える。

第6条 入学者選抜の方法

1. 教育機関は入学者選抜にあたり、1つ、あるいは複数の方法（試験による選抜、書類選考、試験と書類による総合選抜）を決定する。入学者選抜方法には、教育機関全体に対して適用されるもの、あるいは複数の教育課程、専門分野、領域、そして教育形式に対して適用されるものがある。1つの教育課程や訓練分野は同時に複数の入学者選抜方法を使用することができる。

2. 各入学者選抜方法では、教育課程や訓練分野の要求に基づいて受験生に対して選別と順序付け、合格条件の決定をおこなうために、評価指標、書類選考、複数の指標を結合して選抜をする方式について明確に規定しなくてはならない。評価指標、書類選考は、受験生が教育課程

や訓練分野にそって学習するうえで必要な受験生の基礎となる知識と核となる能力に基づくものでなくてはならない。

3. 学習成果に基づいてなされる入学者選抜の方法に対しては、試験の結果は次の各科目に基づくものとする（普通中学課程の各科目の総括点、普通中学卒業試験の各科目の点数、それから他の評価結果）。

a)書類選抜に用いられる教科の組み合わせでは、少なくとも 3 科目は教育課程の特徴や要求に適したものとし（各教科の係数を数えることができる）、なかでも数学ないし語文の科目を含むものとする。

b)訓練分野、教育課程では、同時に複数の教科の組み合わせを使用することが可能であるが、合格条件を確定するには各組合せ間で異なる点数を規定することができる。

c)一訓練分野、教育課程に対して、入学者選抜の組み合わせは 4 通りを超えて使用してはならない（外国語科を含む場合は除く）。

4. 一訓練分野、教育課程に対して、入学者選抜方法ないし入学者選抜の組み合わせのそれぞれについて、入学定員を割り当てる。

a)入学者選抜の方法や組み合わせに対して入学定員を割り当てる際には、合理的な根拠がなくてはならない。受験生が様々な入学者選抜の方法や組み合わせを選ぶことができるようにするため、公平性を担保しなくてはならない。

b) 入学者選抜の方法や組み合わせを変更したり、追加したりする際には、合理的な根拠と日数におけるゆとりがなければならない。使用する入学者選抜の方法や組み合わせのそれぞれに対して割り振る入学定員の割合が、前年度のそれと比べて 30%を超えて低減してはならない。ただし、そうした変更、追加が受験登録開始の時点から 1 年以上前に公表されている場合は除く。

5. 教育機関は入学者選抜の方法、書類選抜の方法、書類選抜の組み合わせ、入学定員の内訳について確定することにおいて、科学的な根拠と実施に対して説明する責任を有する。それは、具体的には毎年合格した学生の学習結果の分析、評価、比較に基づくものとする。

第 7 条 入学者選抜における優遇政策

1. 区域による優遇

a)区域 1 (KV1) に適用される優遇点は 0.75 点、農村区域 2 (KV2-NT) に適用される優遇点は 0.5 点、区域 2 (KV2) に適用される優遇点は 0.25 点である。区域 3 (KV3) へ

の優遇点の加算は認められない。

b)各受験生の入学者選抜における区域は、普通中等教育（あるいは、中級職業教育）課程において最も長期にわたり受験生が在籍した学校の所在地にしたがって確定される。もし各区域における学校での（最長）在籍期間が相対的に等しい場合、受験生が最後に在籍した学校の所在区域にしたがって確定される。

c)次に示す場合は、居住地域にしたがって優遇を受ける。
-国家の規定に基づき優遇、優待制度を受ける寄宿制民族普通学校の生徒。

-以下の区域、社に 18 カ月以上にわたって居住経験を有する生徒。第 3 区域に属する社、並びに、大臣、民族委员会主任、政府首相の規定に基づく民族地域及び山岳地域に属する特別に困難な村を有する社。海浜周辺部、島嶼部の特別に困難な村。（1998 年 7 月 31 日付政府首相第 135 号決定に基づく）135 プログラムによる投資対象となる区域に属する、特別に困難な社、国境周辺の社、安全な社。特別に困難な側面を有する社を 1 つ以上有する県、市、省直轄市に属する地域の普通中等教育（あるいは、中級職業教育）課程に学ぶ場合、政府首相の規定に基づく地域における特別に困難な村、社。

-受験するように推薦を受けた軍人、士官、下士官、人民公安の義務戦士は、次の基準で優遇を受ける。いずれかの区域に 18 カ月以上にわたり軍役に付いていた場合、その区域に基づき、あるいは入隊以前に居住していた場所に基づき優遇を受けるが、その際、より優遇の程度が高い区域が選定される。優遇度合いの異なる諸区域に 18 カ月以上にわたり軍役に付いていた場合、軍役に付いていた期間がより長い区域に基づき優遇を受ける。軍役に付いていた期間が 18 カ月未満の場合、入隊以前に居住していた場所に基づき優遇を受ける。

d)2023 年以降、受験生は普通中学校（あるいは、中級職業学校）を卒業した年及びそれに続く年の規定に基づき優遇政策を受ける。

2. 政策の対象による優遇

a)第 1 優遇対象のグループ (1 から 4 の対象を含む) に適用される優遇点水準は 2.0 点、第 2 優遇対象グループ (5 から 7 の対象を含む) に適用される優遇点水準は 1.0 点である。

b)（現行の法律において規定される）その他の政策対象に適用される優遇点水準については、教育訓練大臣が決定する。

c)本項 a、b 点において規定される複数の対象に該当する受験生に対しては、そのうち最も高い優遇点水準が適用

される。

3. 本条文において規定される優遇点水準は、各試験科目に対して評価尺度が 10 点とした際の 3 科目（教科の書類選考の組み合わせにおいて）の合計点数に対応するものとする（係数を乗ずることはしない）。入学者選抜の方法において用いられる評価尺度の点数が異なる場合は、優遇点水準は相応に変更して定めるものとする。
4. 2023 年以降、総合点数が 22.5 点以上（評価尺度が 10 点であり、3 教科の合計点数が最大で 30 点となるように調整した際）の受験生については、次の公式に基づいて確定される。

優遇点 = $[(30 - \text{獲得した点数の合計}) / 7.5] \times \text{本条文第 1 項、第 2 項で規定される優先点水準}$

第 8 条 無試験入学者選抜及び優先的入学者選抜の対象

1. 労働英雄、人民武装勢力英雄、全国競争戦士は教育機関の規定に従って訓練分野、教育課程に無試験で入学することが認められる。
2. 教育訓練部や文化、体育、観光部が実施し、選出された国家レベル、国際レベルの試験、コンテストにおいて高い成績を収めた受験生は、普通中学校（ないし中級職業教育機関）を卒業する年に無試験入学が認められる。その際、試験を受けた教科、テーマ内容に合致した分野か、試験やコンテストを受け、受賞した芸術の部門に入学する。具体的には次の場合が存在する。
 - a) 教育訓練部が実施し、選出された国家レベル、国際レベルの優れた生徒を選出する試験、あるいは国家レベル、国際レベルの科学、技術コンテストにおいて一等、二等、三等を受賞した受験生。ただし、無試験入学が検討される時点から 3 年以内に受賞していなくてはならない。
 - b) 文化・体育・観光部が公認する歌唱、舞踏、音楽、美術に関する国際的なコンテストにおいて正式に受賞した受験生。ただし、無試験入学が検討される時点から 4 年以内に受賞していなくてはならない。
 - c) 文化・体育・観光部が公認する正式な国際大会に国家選抜チームの一員として参加し任務を遂行した受験生。それには次のものが含まれる。各種世界競技大会、オリンピック、アジアスポーツ大会、各種アジア競技大会、東南アジアスポーツ大会、各種東南アジア競技大会。ただし、無試験入学が検討される時点から 4 年以内に参加していなくてはならない。
 - d) 労働・傷病兵・社会部により選出され、ASEAN 地域の技能コンテストまたは国際的な技能コンテストにおい

て一等、二等、三等を受賞した受験生。ただし、無試験入学が検討される時点から 3 年以内に受賞していなくてはならない。

3. 中級師範学校を優以上の成績で卒業し、2 年以上就学前教育機関で実務経験を積んだものは、短大レベルの就学前教育分野において無試験入学が検討される。
4. 教育機関の長は当該受験生の普通中学校における学習結果と専門分野の需要に鑑みて、以下の場合（受験生が正式に入学する前に 1 年余分に学習する条件を付加する必要がある場合）における受験生の入学について検討し、決定する。
 - a) 受験生が重度の特別な障害を有し、そのことが規定に基づき権限を有する機関が発行した書類を通じて確認されており、かつ、教育機関が規定するいくつかの専門分野においては学習することができるものの、通常の入学者選抜の方法では入学者選抜の過程に参加することができないような受験生。
 - b) 政府の現行規定に基づき小規模少数民族の受験生である場合。または、ベトナム南西部の地域に属する貧困な国境地帯、島嶼部の 20 の県出身の受験生。
 - c) 政府、政府首相の規定に基づく貧困な県において 3 年以上定住し、3 年間後期中等教育課程で学び、卒業した受験生（定住地に基づいて数えられる寄宿制民族普通学校の生徒）。
 - d) 教育訓練部の現行規定に基づき、知識に関する試験の結果とベトナム語の能力を十分に有する外国人の受験生。
5. 以下の場合においては、教育機関はその他の入学者選抜における優遇方法（普通中学課程あるいは中級職業教育課程を卒業する年度において優先入学の対象となる）について規定する。
 - a) 本条第 1 項、第 2 項で定められる受験生が自身の希望する専門分野において受験する場合（無試験入学の優遇権は適用されない）
 - b) 国家レベルの優れた生徒を選出する試験において奨励賞を受賞した受験生の場合。または、国家レベルの科学、技術コンテストにおいて四等を受賞した受験生が合致した分野で受験する場合、あるいはコンテストに提出したテーマの内容が受賞した場合。ただし、入学者選抜が検討される時点から 3 年以内に受賞していなくてはならない。
 - c) 年に一度開催される国家レベルのスポーツ大会において金賞、銀賞、銅賞を獲得した受験生、並びにスポーツ総局から国家タイトルが承認された受験生が、合致するスポーツ分野において受験する場合。ただし、入学者選

抜が検討される時点から4年以内に受賞していなくてはならない。

d) 歌唱、舞踏、音楽、美術に関する全国の正式な専門的芸術コンテストにおいて正式に受賞した受験生が合致する分野において受験する場合。ただし、入学者選抜が検討される時点から4年以内に受賞していなくてはならない。

d) ASEAN 地域の技能コンテストまたは国際的な技能コンテストにおいて一等、二等、三等を受賞した受験生が合致する分野において受験する場合。ただし、入学者選抜が検討される時点から4年以内に受賞していなくてはならない。

6. 教育機関は、入学者選抜プロジェクト、入学者選抜計画、対象、入学定員、指標、入学者選抜の範囲、分野と教育課程において、無試験入学選抜と優先的入学者選抜について具体的に規定し公表する。

第9条 各教育分野の入学基準

1. 教員養成分野と職業資格の授与を伴う健康に関する専門分野に対する入学基準は、普通中学卒業試験の結果を用いる正規形態の教育課程における入学者選抜の方法に対して、教育訓練部が毎年公布するものである。

2. 正規のその他の形態の教育課程における入学者選抜、あるいは普通中学卒業試験の結果を使用しない入学者選抜の方法に対しては、次の場合において受験生は教員養成分野と職業資格の授与を伴う健康に関する専門分野に対する入学基準を満たしたものとす。

a)第12学年の学力が「優」以上であるか、あるいは、普通中学卒業の評点が8.0点以上の場合。ただし、本項第b点で規定される場合は除く。

b)第12学年の学力が「良」以上であるか、あるいは、次の各分野に対して普通中学卒業の評点が6.5点以上の場合。すなわち、体育、体操訓練、音楽師範、美術師範、短大レベルの就学前教育分野、並びに栄養学、予防医学、助産学、矯正歯科技術、医療実験技術、X線検査技術、リハビリテーション技術である。

3. 受験生がプロのスポーツ選手、タイトル保持者、フー・ドンスポーツ大会や国家レベル・国際レベルの年少者を対象とする各種大会において受賞経験があるスポーツ選手である場合、及び音楽師範、美術師範分野の受験生が教育機関の実施する才能試験において秀(評価尺度を10点とした際に9.0点以上)の評価を受けている場合、これらの受験生が合致する分野において入学者選抜の登録をおこなう際、入学基準は適用されない。

4. 中級師範課程を卒業した受験生が就学前教育分野の短大を受験する場合、教育機関は入学基準について定めるとともに、説明責任を負う。

5. 中級職業課程以上の教育課程を卒業した受験生が同一の専門分野群において受験する場合、以下のような入学基準の規定が適用される。

a)本項b点において規定される場合を除き、受験生が教員養成分野群、及び職業資格の授与を伴う健康に関する専門分野群において大学を受験する場合、入学基準として次の指標のうちのいずれかが適用される。

-第12学年の学力が「優」以上であること、あるいは、普通中学課程全体の文化教科の平均点が8.0点以上であること

-普通中学課程を「優」の成績で卒業していること、あるいは、第12学年の学力が「良」であり、かつ、専門分野と関連性の高い分野で3年の実務経験を有すること

-中級職業課程、短大課程、大学課程を「優」の成績で卒業していること

-中級職業課程、短大課程、大学課程を「良」の成績で卒業し、かつ、専門分野と関連性の高い分野で3年の実務経験を有すること

b) 受験生が栄養学、予防医学、助産学、矯正歯科技術、医療実験技術、X線検査技術、リハビリテーション技術、音楽師範、美術師範、体育教育、スポーツ訓練の各分野において大学を受験する場合、入学基準として次の指標のうちのいずれかが適用される。

-第12学年の学力が「良」以上であること、あるいは、普通中学課程全体の文化教科の平均点が6.5点以上であること

-普通中学課程を「良」の成績で卒業していること、あるいは、第12学年の学力が「可」であり、かつ、専門分野と関連性の高い分野で5年の実務経験を有すること

-中級職業課程、短大課程、大学課程を「良」以上の成績で卒業していること

6. 2020年5月7日以前に受験に合格した、あるいは、教員養成分野を卒業したものが、2019年教育法第72条の規定に基づき教員養成の適格水準を満たすために大学を受験する場合、入学基準は教育機関によって定められる。

7. 質保証の要求に基づいて、教育機関は受験登録の締め切りの少なくとも10日前までに各専門分野、専門分野群、入学者選抜方法に対する入学基準を確定し公表することとする。ただし、教員養成分野と職業資格の授与を伴う健康に関する専門分野に対する入学基準については

教育機関が確定するが、本条第1項、第2項、第5項において規定される点数を下回ってはならない。

第10条 合格結果の保留

1. 合格連絡票を受けた受験生は、次の場合において合格結果が保留される。

- a) 権限を有する機関の決定ないし命令に基づき、合格した年度に軍役、あるいは、青年突撃隊に参加する場合。
- b) 重篤な病気、あるいは、重大な事故のために所定の時期に入学することが不可能であり、そのことが医師意見書により確認できる場合。

2. 第1項の規定に当てはまる受験生は、証明書類に添付して合格結果の保留に関わる申請書を入学を希望する教育機関に提出しなくてはならない。合格結果が保留される最長期間は教育機関によって定められるものとするが、本条文第1項a点で規定されるものに対して少なくとも3年を合格結果の保留期間とする。

3. 復学の条件が整った場合、合格結果の保留を受けたものは教育機関の規定に基づき早急に入学の手続きを進め、そのために任務遂行の証明書あるいは全治・回復の証明書を提出しなくてはならない。本条文第1項において規定される場合に対して合格結果の保留期間が3年を超えた場合には、教育機関は正式な入学に先立ち復習をおこなわせるため大学準備校・大学準備クラスへの紹介について検討する。

第11条 大学入学者選抜の提案

1. 教育機関は大学入学者選抜の提案を作成、公表、実施し、受験生、国家の管理機関、社会への説明責任と契約を果たすようにする。大学入学者選抜の提案は、以下のことの根拠とするために十分な情報を含まなくてはならない。

a) 受験生は、個人の能力、選好、条件に合致した教育機関、専門分野、教育課程、入学者選抜の方法を選択する。受験生は受験に参加する条件を整え、教育機関の入学者選抜計画に沿って各手続きを進める。

b) 国家の管理機関及び社会は、入学者選抜と教育事業において教育機関が法規の規定と学習者に対する契約を遂行しているかどうか監査する。

2. 大学入学者選抜の提案には、主として次のものが含まれる。

a) 教育機関、各専門分野、教育課程に関する状況紹介の情報。具体的には、以下の情報が含まれる。すなわち、開設分野の決定、使用言語、教員集団、学習と研究の環

境、卒業証書、認証評価の結果、（入学者数に対する）卒業生数の比率、専門性が合致した職業への卒業生の就職率

b) 各学期、各年度に対応した教育支出状況、学費収入状況、入学者選抜事業収入状況、その他のサービスによる収入項目に関わる十分な情報。学習者に対する奨学金、学費減免、財政支援措置、寄宿舍、その他の優遇・支援措置に関わる十分な情報

c) 各実施回次に関する大学入学者選抜計画と大学入学者選抜の範囲（正規の大学・短大入学者選抜のうち一回目については、教育訓練部が公布する全体的計画に合致するものとする）。具体的には、以下のことに関する規定が含まれる。すなわち、各専門分野、教育課程に対応する入学者選抜の対象者と条件、入学者選抜の方法、書類選抜の組み合わせ、入学者選抜の指標、受験登録の工程と手続き、受験生にとって必要なその他の情報

3. 教育機関は最初の大学入学者選抜における受験登録が開始される日の遅くとも30日前にはインターネット上のホームページ及びその他の適当な形態で大学入学者選抜の提案と合わせて大学入学者選抜に関する連絡をおこなう。ただし、調整や修正（必要であれば）が生じた場合には、15日前までには対応することとする。

第2章 入学者選抜試験の実施

第12条 教育機関による試験の実施

1. 書類選抜に資する入学試験については、教育機関が自主的に実施するか、あるいは、教育機関のグループが協働的に実施し、特定の教育機関が責任機関となる（以下では、試験実施教育機関と総称する）。

試験実施教育機関は、人員、インフラ、その他の条件に関して十分な能力を保障することで、客観的で、厳格で、専門的で、安全で、受験生にとって便宜が図られ、効果的な試験を実施するようにする。具体的には次のことが求められる。

a) 試験事業のすべての手続きを実現するうえでその管理と実施を担う十分な能力を有する専門の組織を設置しなくてはならない。

b) 試験事業の各工程において任務が十分に遂行されるように、試験事業に参加する幹部集団は人数が十分であるとともに、よき道徳的資質と専門的な能力を有するものでなくてはならない。

c) 試験事業に参加する各組織の工程と役割分担は、各段階と組織において、十分で、明確で、効果的で、独立性、

客観性を有していなくてはならない。不正や濫用に対し効果的な方策をもたなくてはならない。

d)インフラ、設備、ソフトウェア環境は、試験事業の規模と形態に合致し、試験事業の各工程を実施するうえで効果的に支援するべきものである。具体的には、守秘義務、安全、安寧、不正行為の防止に関する要求に応じるものである。

d)オンライン形式で試験を実施する場合には、対面で試験を実施するのと同等の評価の結果における信頼性と公平性を保障すると同時に、試験において生じたすべての出来事を記録、録音し、保存しなくてはならない。

3. 試験実施教育機関は試験実施規則と試験実施の提案（入学者選抜の提案のなかに統合してもよい）を作成し、遅くとも受験生による受験登録が開始される日の 30 日前には教育機関のインターネット上のホームページにおいて公開するとともに、直接的な管理を受ける機関及び教育訓練部に対して、それらを送付・報告しなくてはならない。

4. 試験実施教育機関は試験実施前、実施の最中、実施後のすべての事業過程に対して法的な責任を負う。具体的には、試験問題の質、試験規則、試験実施の提案、試験実施の提案の展開に関して国家管理機関及び社会に対して説明責任を負う。

第 13 条 試験問題

1. 試験問題は試験問題大綱に基づいて作成されなくてはならない。試験問題大綱（試験問題の構造や様式、範囲、評価指標を含む）は高等教育段階での学修の可能性を裏付けるものとして受験生がもつべき基礎となる知識と核となる能力についての要求を定めたものである。試験問題大綱は、遅くとも試験日の 30 日前には受験生に公開するものとする。

2. 入学者選抜試験あるいは独立試験の試験問題の構造は、数学ないし語文の教科内容に加えて、その他、領域と教育分野の要求に応じて普通中学教育課程から少なくとも 2 つの教科の内容を構成要素として含むものとする。試験問題に含まれる内容は、教育と文化に関する法律の規定に合致したものでなくてはならない。

3. 入学者選抜試験あるいは独立試験の試験問題の評価は、主として、現行普通中学教育課程の範囲内でおこなうものとする。ただし、独自の補填的試験の評価範囲は教育分野、領域の才能、素質、特別の資質に基づいて定められる。評価指標は能力、思考力の各レベルに基づかなくてはならない。入学者選抜の範囲における各専門分野、

領域に対して受験生の能力を分類し、受験生の適正なレベルに応じることを可能にするものである。

4. 試験問題に関しては、十分に標準化された試験問題バンクから出題するか、あるいは、絶対機密の手続きのもとで新しい問題を作成しなくてはならない。試験を複数回実施するか、あるいは、一度の試験において多数の試験問題を有する場合には、各試験問題の難易度は同程度のものでなくてはならない。試験問題の文章は、明快・明確であり、多義的であってはならない。

5. 試験問題は、試験問題作成委員会の責任のもと作成されたうえで、試験問題審査委員会の責任のもと審査される。試験問題作成委員会及び試験問題審査委員会の組織と活動はそれぞれ独立しており、また、試験問題バンクの作成グループ（該当する場合）に対しても独立したものとす。

第 14 条 試験規則

1. 試験規則は、試験実施教育機関の科学・教育委員会によって通過され、同教育機関の長の署名のもとで発行される。試験規則は試験実施前、実施の過程、実施後の各工程を遂行するうえでの根拠となるものであり、本規則第 3 条、第 4 条で規定される一般的な要求と基本的原則を順守するものではなくてはならない。

2. 試験規則の内容は、次のことがらに関する規定を含まなくてはならない。

a)入学者選抜の範囲、受験の対象者と条件

b)試験問題大綱及び試験形態

c)試験実施の各工程、各組織・参加者個人の任務、権限（試験の準備、受験登録の実施、試験問題の作成、試験監督、試験の評価）

d)試験における機密保持と不正行為の防止に関する措置

d)公開、報告、保存に関する制度

e)精査、検査、事故の処理、違反の処理

3. 試験規則は試験事業に参加するすべてのものに熟知されるとともに、受験生に対して十分に周知されなくてはならない。

第 15 条 試験実施の提案

1. 試験実施の提案は試験実施教育機関の長によって公布され、試験の目的と質保証の条件に関して国家管理機関、受験生、そして全社会に対する教育機関の説明責任と契約を体现するものである。試験実施の提案は、本規則第 3 条、第 4 条で規定される一般的な要求と基本的原則に対応するものである。

2. 試験実施の提案は主として次のことがらを含む。

- a) 試験の目的と性質（入学者選抜試験、独立試験、あるいは、補填的試験）
 - b) 試験実施計画、及び協力教育機関のリストあるいは試験結果の使用を公表したもの
 - c) 本規則第12条第2項の規定に基づく試験実施に際して十分な能力があることの情報と証明
 - d) 試験規則の内容（付録の様式、あるいは、教育機関のホームページ上にある参考資料）
 - d) 受験登録の手続きと試験への参加にあたっての受験生に対する指導。そこでは、試験実施サービス収入に関する規定を設けること。
3. 展開の過程において試験実施の提案を調整、修正することは認められる。しかし、それにより受験生に不利益をもたらすこと、支障なく試験を受ける機会を妨げること、受験のうえで公平性を欠くことは認められない。

第3章 正規教育課程における入学者選抜

第16条 入学者選抜計画の作成

1. 教育訓練部は、各教育機関がそれに沿って各工程を展開することができるように、正規教育課程における第一次入学者選抜のための一般的計画を公布する。
- a) 入学者選抜のための登録は、教育訓練部入学者選抜情報ゲート上で（本章の範囲では、システムと略称する）、また、国家公共サービスゲート上でおこなう。
 - b) 教育機関における入学者選抜の実施に際しては、次の方式に基づいておこなうこと。すなわち、普通中学卒業試験の結果、あるいは普通中学の学習結果、あるいは受験生の試験、評価結果の活用である。
 - c) 志望校・分野の処理はシステム上でおこなわれる（教育機関における入学者選抜工程と結合した周期に従う）。
2. 一般的計画に基づき、教育機関は独自の入学者選抜方法による無試験入学者選抜計画、早期入学者選抜計画を作成する。また、補填的入学者選抜計画を作成する（必要な場合）。

第17条 登録の実施と無試験入学者選抜

1. 公表した入学者選抜の提案に基づき、教育機関は本規則第8条において規定される無試験入学者選抜の対象となる受験生に対して、オンライン形式、あるいは、教育機関における対面形式で受験登録の機会を与える。
2. 教育機関は十分な条件を満たした受験生に対して無試験入学者選抜を実施し、一般的計画に基づきその結果を

公表する。

3. 無試験入学者選抜に合格した受験生は早期入学について確定が可能である（条件を満たした場合）か、あるいは、他の受験生と同じく一般的な計画に基づいて入学について確定する。教育機関は無試験入学者選抜に合格した受験生に一般的計画に基づくスケジュールよりも早く入学を確定することを強要してはならない。
4. 入学を確定していない無試験入学者選抜に合格した受験生は、他の受験生と同様に入学者選抜に合格する機会を増やすために、一般的システム上において入学者選抜の登録をおこなう権利を使用することが認められる。

第18条 登録の実施と早期入学者選抜

1. 複数の入学者選抜方法を通じて早期入学者選抜を実施する計画を有する教育機関は、オンライン形式、あるいは、教育機関内での対面形式での受験登録を組織する。
2. 教育機関は受験の手続きを終えた受験生に対して入学者選抜を実施するが、一般的計画に基づくスケジュールよりも早く入学を確定することを強要してはならない。教育機関は、一般的計画に基づきその他の入学者選抜の方法と合わせて志望が処理されるように、合格条件（普通中学を卒業するための条件は除く）を十分に満たした受験生のリストを公表し、システム上に反映させる。このことは、受験生がシステム上で入学者選抜の登録をおこなう前に完了させる。
3. 早期入学者選抜計画に基づき教育機関を受験したものは、その後、教育訓練部の一般的計画に基づき、システム上において志望登録を継続しておこなわねばならない。
- a) 特定の1つの志望について合格条件を十分に満たしたことを教育機関から連絡を受けた受験生の場合、受験生はシステム上で登録をおこなう際に志望に関する優先順位を自分で確定する。
 - b) 志望に基づきある教育分野への合格条件が満たされていない場合、受験生はその他の入学者選抜方法に基づいて当該教育分野への登録を継続することが可能である。

第19条 一般的計画に基づくシステム上での入学者選抜登録

1. 教育訓練部は、各教育機関によるすべての入学者選抜方法に対して正規教育課程における第一次入学者選抜登録の実施を支援する。登録期間は、普通中学卒業試験の実施後から試験結果が開示され普通中学卒業の認定結果が出るまでとする。
2. 正規教育課程における第一次入学者選抜を受けようと

する受験生（教育機関による早期入学者選抜を受験したものも含む）は、一般的計画と教育訓練部による指導に基づきシステム（教育訓練部入学者選抜情報ゲート、あるいは、国家公共サービスゲート）上で入学者選抜の登録をおこなう。

3. 受験生は志望する分野、志望する教育機関について数量の上限なく登録をおこなうことが認められているが、第一希望から最下位の希望まで優先順位を付けなくてはならない。複数の志望について合格条件を十分に満たした場合、受験生が合格認定を受け、入学が可能となるのはそのうち最も優先順位の高い志望のみである。

4. 受験生は入学者選抜支援システム（教育訓練部の指導に基づく）上での複数の選択を通じて自らの志望を体现する。具体的には、次のとおりである。

- a) 志望についての優先順位（第1が第一志望を表わす）
 - b) 入学者選抜を実施する教育機関、単位に関する選択（学校番号）
 - c) 分野、分野群、教育課程に関する選択（分野番号）
 - d) 入学者選抜の方法に関する選択（方法番号）
 - d) 教科の試験に基づく試験結果をふまえた入学者選抜の方法、あるいは、普通中学課程における各教科の学習成果をふまえた入学者選抜の方法に対する、入学者選抜の組み合わせに関する選択
5. 国防部、公安部に直属する教育機関での入学者選抜について登録する受験生は、本条文の規定に加え、国防部、公安部による規定及び指導を順守する。

第20条 一般的計画に基づく入学者選抜と志望の処理

1. 各教育機関は独自の入学者選抜の方法と指標に基づき、入学者選抜を自主的に実施するか、教育機関自らが希望したうえで教育機関間においてグループを組織し、グループ共通の入学者選抜の方法と指標に基づき、入学者選抜を実施する。教育訓練部は入学者選抜のスケジュールを指導するとともに、システム上での志望の処理について支援する。

2. システム上での志望登録期間が終了した後で、教育機関は入学者選抜において活用するためにシステムから情報、データをダウンロードする。それに含まれるのは、入学者選抜の方法に応じて異なるが、当該教育機関を受ける受験生の志望登録データ、普通中学卒業試験の結果、普通中学課程における学修の結果である。

3. 入学者選抜の原則

a) 合格点は、各専門分野、教育課程に基づく入学者選抜人数が公表された定員数と対応するように定められる。

しかし、入学基準を下回らないようにする。

b) 1つの教育分野（あるいは1つの教育課程）には1つの入学者選抜方法、教科の組み合わせを割り当てるが、すべての受験生は評価対象の点数に基づき平等に選ばれるものであり、登録した志望の優先順位によって差別されない。ただし、本項c点において規定される場合は除く。

c) 合格者名簿の最後において、評価対象の点数が同点となる受験生が複数存在する場合、教育機関は追加の指標として志望順位を使用することが認められる（当該校、教育分野について、より強く入学を志望している受験生を選抜するため）。

d) 入学者選抜において区域、対象者に関する優遇点を使用する際には、本規則第7条において規定される優遇点に関する規定との統一性、均衡性を保障するものとする。

4. 入学者選抜のそれぞれの周期の後、教育機関は（入学者選抜の各方法に基づき）各専門分野、教育課程において十分に合格の条件を満たした受験生の名簿をシステム上にアップロードする。志望の処理システムは、多くの志望が十分に合格の条件を満たしている受験生に対して、その低次の志望リストを自動的に除去することで、最も高い志望に基づく合格予定の受験生リストを生成する。

5. 志望の処理における結果を根拠として、教育機関は次の周期の入学者選抜の手続きを進め、規定された期間において定員数に対応した合格点数を調整する。最後の周期において、教育機関は各分野、教育課程における合格点数を決定し、十分に合格の条件を満たした受験生の（正式な）名簿をシステム上にアップロードする。最終的な志望の処理における結果に基づいて、教育機関は各分野、教育課程における合格者リストについて決定する。

6. 教育機関は各入学者選抜方法に基づき各分野、教育課程に対して合格点数（該当する場合、追加した各条件、指標）を公表する。教育機関は、受験生が個人の入学者選抜結果について教育機関のホームページ上で確認できるように調整する。

第21条 結果の連絡と入学の確定

- 1. 教育機関は合格した受験生に対して合格連絡票を送付する。そこでは、受験生が入学するのにあたり必要となる手続きと受験生の入学方法を明記しなくてはならない。
- 2. 受験生は教育機関に入学する前に、システム上でのオンライン形式で入学を確定する。
- 3. 規定の期間において入学を確定しない受験生に対して：

- a) 正当な理由がない場合、受験生は入学する意思がないものとみなされ、教育機関は当該受験生を受け入れなくともよい。
 - b) 重篤な病気や事故であり、郡、県以上の病院による証明書を有する場合、あるいは、災害を受け、郡、県以上の人民委員会により承認される場合、教育機関は当該受験生を当該年度に入学させるか、あるいは翌年度の入学のため入学者選抜の結果を保存するか検討のうえ決定する。
 - c) 入学者選抜を実施する幹部あるいは受験生個人が生じさせた誤り、間違いによる場合、教育機関は主体的に関連する個人、組織と協力して状況について検討し、当該受験生を当該年度に入学させるか、あるいは翌年度の入学のため入学者選抜の結果を保存するか決定する。
4. 入学を確定した受験生はその他の機関での入学者選抜に参加すること、補填的入学者選抜に参加することは認められない。ただし、教育機関によって許可された場合を除く。

第 22 条 登録の実施と補填的入学者選抜

1. 各分野、教育課程に対する入学定員数とすでに入学を確定した合格者の人数を根拠として、教育機関の入学者選抜委員会は各補填的入学者選抜について検討し、決定する。教育機関は補填的入学者選抜における計画と方法、受験登録の形態について公表する。また、各入学者選抜方法に基づく各分野、教育課程における入学者選抜の条件についても公表する。ただし、合格の条件は前回の入学者選抜と比べて低くしてはならない。
2. いずれの教育機関においても入学者選抜に合格していないか、あるいは、合格したが入学を確定させていない受験生は、教育機関の計画と指導に基づいて補填的入学者選抜の受験登録をおこなうことができる。
3. 各入学者選抜が終了した際には、教育機関はホームページ上で各入学者選抜の方法に基づく各分野、教育課程における合格点数（該当する場合、追加した各条件、指標）を公表する。教育機関は、受験生が個人の入学者選抜の結果について確認することができるよう調整する。合格した受験生に対して合格連絡・入学案内票を送付する。

第 23 条 大学入学者選抜における各関係主体の責任

1. 受験生の責任
 - a) 教育機関による入学者選抜の情報を正しく理解すること、条件を満たしていない場合は当該分野、教育課程あ

るいは入学者選抜の方式に対して志望登録をおこなわないこと。

- b) 受験登録に関わるすべての情報が十分であり、かつ、正確であること。そうした情報には、個人情報のすべて、居住地域や優遇対象（該当する場合）の情報、志望順位、虚偽のない個人証明書類が含まれる。
- c) 受験する教育機関に対し、入学者選抜業務を遂行するために必要となる情報、データを使用する権限を認めることに同意すること。
- d) 受験登録の手続きを完了する前に、入学者選抜に関わる費用の納付を終えること。

2. 普通中学校の責任と与えられた業務範囲で受験生に対応する各単位の責任

- a) データの基礎システムにおける受験生の個人情報、普通中学校在籍時の学習結果のデータについて、情報・データの確認、検査、補填、更新を実施する。
- b) データを検査し、受験生に正しい情報を開示するように指導する。それには、居住地域や優遇対象の情報が含まれる。
- c) オンライン登録の環境がない受験生に対し、志望登録にあたり支援をおこなう。
- d) 受験生の普通中学校在籍時の学習結果を確認する上で、独自の計画に基づき入学者選抜を実施する教育機関を支援する。

3. 教育機関の責任

- a) 教育訓練部の指導に基づき、十分な量で、正しい様式で、虚偽のない入学者選抜に関する情報、データをシステム上に提供する。
- b) 入学者選抜授業における収入額、収入方式、納付額の使用について定める。
- c) 十分な量の情報、アドバイスを提供し、受験生が条件を満たしていない分野、教育課程あるいは入学者選抜の方式に対して志望登録をおこなわないようにする。
- d) 入学者選抜の手続きにおいては正確性、公平性、客観性を保証する。公表された入学者選抜計画に基づいて誓約を実現する。
- d) 受験生が入学する際には、その情報や証明書類を検査し、入学する受験生全員が合格条件を満たしていることを保障する。

- e) 法律の規定に基づき教育機関の入学者選抜事業に関わる意見反映書、不服申し立て、告訴について処理する。

4. システムの管理、運営の任務が与えられた単位の責任

- a) 全国の一般的な入学者選抜のデータベースを管理し、同時に分野別のデータベースに結びつける。

b)入学者選抜事業において受験生及び各教育機関を支援するために、入学者選抜情報ゲートを開発、維持、運営する。

c)教育訓練部の入学者選抜情報ゲートを国家公的サービスゲートに連動させる。

第4章 実施組織

第24条 教育訓練部の責任

1. 正規の第一次入学者選抜に関する一般的な計画を公布するとともに、各教育機関に対して入学者選抜事業に関わる指導文書を公布する。教育訓練部は、入学者選抜指導委員会を設置し、入学者選抜事業において各教育機関が本規則の規定を正確に実施するように指導する。

2. 天災、疫病、その他のやむを得ない場合において、入学者選抜の決定に対して本規則のいくつかの条項は適用されない。しかし、法律の規定に違反することは認められない。

3. 政府の権限委譲に基づいて、本規則及び法律の規定の実施状況に対する精査、検査について指導する。

第25条 教育訓練局の責任

1. 管轄範囲に属する普通学校、その他の各単位に対し役割を分担させ、指導する。

a)第12学年の生徒が個人の情報やデータ（個人番号、普通中学校在籍時の学習結果を含む）を分野別のデータベースに不足なく登録しているかどうか点検を実施し、指導する。

b)規定に基づき、地方の普通中学校及び相当する機関に対して、優先的地域のデータベースに関する修正、補填のための見直しを実施する。受験生がオンラインでの志望登録をおこなう上での支援をおこなうためインフラ、設備を十分に準備する。

c)本規則第23条第2項で定められる責任について十分に遂行する。

第26条 教育機関の責任

1. 2023年度から、各教育形態に対して本規則の規定を具体化するための入学者選抜規則を設ける。

2. 公布された大学入学者選抜の提案と規則に基づいて大学入学者選抜を実施し、本規則及び現行の法律における各規定を順守する。教育機関の入学者選抜に関わるすべての事業について、教育訓練部、権限を有する各機関、おとび社会に対して説明責任を果たす。

3. 内部の精査、検査をおこない、教育機関の入学者選抜の提案において生じた問題（不運）について主体的に解決する。本規則の規定及び関連する法律の規定に基づき意見反映書、不服申し立て、告訴について解決し、教育機関の入学者選抜事業に関わる違反を処理する。

4. 受験生が入学手続きを完了させた後、遅くとも30日が経過するまでに、システム上において合格し入学した受験生のリストを更新する。本規則の規定に基づき内容を報告するとともに、教育訓練部の要請に基づき大学入学者選抜の状況、結果について報告する。

5. 保存法の規定及び教育分野の専門的業務資料の保管期間に関する各規定に基づき学生の在籍期間を通じて入学者選抜に関連する資料を保管、保存する。選抜試験を実施する教育機関に対しては、教育訓練部の普通中学卒業試験の規則において規定される期間に基づき、試験会場のリスト、受験生の試験問題、採点の書類と結果を保管しなくてはならない。

第27条 違反の処理

1. 試験の実施過程において違反行為をおこなった幹部、受験生は、教育訓練部の普通中学卒業試験規則における規定に基づき処理を受ける。

2. 受験に合格するために受験登録の過程や試験の最中に不正行為をおこなった受験生は、不正行為の程度に従って、退学、翌年度の各教育機関における受験の禁止、あるいは法律の規定に基づく刑事的処理を受ける。

3. 本規則に対する違反行為をおこなった公務員、公的機関職員は、違反行為の程度に従って、幹部管理機関によって高等教育法第71条、機関職員法、幹部・公務員法、及び機関職員、公務員の規律処理に関する文書の規定に基づき処理を受ける。

4. 本規則に対する違反行為をおこなった私立教育機関の幹部、講師、教員、常勤職員であり、公的機関職員、公務員でないものに対しては、労働法の規定及び関連する各法律文書に基づき、教育機関の校長が処理の責任を有する。

5. 大学入学者選抜事業において違反行為をおこなった教育機関には、違反行為の程度に応じて、現行の法律の規定に基づく処理が適用される。教育機関の校長、入学者選抜委員会の委員長、及び関連する個人が違反した場合でも、関連する法律の規定に基づき処理を受ける。

6. 教育機関の入学者選抜規則は、大学入学者選抜事業に参加した個人、組織に対する違反の処理に関する詳細を規定する。

大臣に代わって署名
次官

ホアン・ミン・ソン

<出典>

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Giao-duc/Thong-tu-08-2022-TT-BGDDT-Quy-che-tuyen-sinh-dai-hoc-nganh-Giao-duc-Mam-non-510093.aspx>
(2024 年 9 月 15 日最終アクセス)

<謝辞>

本研究は JSPS 科研費、課題番号 JP23K22249 の助成に基づき
づく研究成果の一部である。